

# 柳井市空き家バンク制度 よくある質問



## ◇空き家の所有者の皆様へ◇

**Q：所有する空き家を柳井市空き家バンクに出したいのですが、どうすればよいですか。**

A：登録の申し込み用紙に、空き家の固定資産課税明細書のコピーと平面図（または間取図）を添えて、地域づくり推進課へご提出ください。

なお、申し込み用紙の入手方法は、柳井市のホームページからダウンロードしていただくか、地域づくり推進課にご依頼ください。

地域づくり推進課 0820-22-2111（内線 461）

**Q：柳井市の空き家バンクに登録した場合、空き家の維持・管理をしてくれるのですか。**

A：柳井市の空き家バンク制度は、空き家情報の発信方法のひとつであり、空き家の維持・管理を行うものではありません。

**Q：自分の物件を空き家バンクに登録する際、家財を処分する必要がありますか。**

A：物件の登録に当たって、家財の処分は義務ではありません。一概には言えませんが、内部が片づいている空き家は買い手や借り手の希望が多い傾向にあります。

**Q：建物がない空き地だけを、空き家バンクに登録できますか。**

A：柳井市空き家バンクは、空き家の有効活用を通して定住促進による地域の活性化を図るためのものですので、空き家がない土地だけでの登録はできません。

**Q：空き家の売出し価額や賃貸料は、どうやって決めればよいですか。**

A：売却や賃貸をしようとする空き家を、仲介として付いてもらう不動産業者にプロの目で査定してもらい、売出し価額や賃貸料を決めることになります。

**Q：空き家バンクは購入者や入居者を探してくれるのですか。**

A：空き家バンク制度は、空き家情報の発信方法のひとつです。空き家バンクへの登録は、売却や賃貸の成約をお約束するものではありません。

**Q：空き家バンクでは、売却や賃貸のための契約交渉をしてもらえるのですか。**

A：柳井市は、空き家の売買や賃貸借に関する交渉や契約には関与しません。交渉や契約は、それぞれの空き家に付いてもらう不動産業者が仲介することになります。

**Q：空き家の売却や賃貸を仲介してもらう不動産業者はどう探すのですか。**

A：空き家バンク物件には、原則仲介のための不動産業者に付いていただいています。所有者が懇意にしている不動産業者があれば、そちらを仲介のための不動産業者として指定していただけます。

依頼できる不動産業者をご存じなければ、空き家バンク登録申請を行う際に、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会柳井支部及び公益社団法人全日本不動産協会山口県本部に情報提供して、同支部会員の中から仲介業者を探すことになります。この場合、情報提供のご協力が必要です。

**Q：農地も一緒に手放したいのですが。**

A：農地を売買される場合は、法律に基づく手続が必要となる場合があります。農業委員会事務局へご相談ください。

農業委員会事務局 0820-22-2111（内線 380,381）

**Q：登録したい空き家は相続による登記手続が済んでいません。空き家バンクに物件登録できますか。**

A：物件登録の申請は可能です。相続関係者の皆様の話し合いで代表者を決めていただいた上で、空き家バンクへ物件登録の申請を行ってください。申請に際して仲介する不動産業者に付いてもらい、法務局への登記手続を相談していただけます。物件登録しようとする空き家に仲介する不動産業者が付かなければ、空き家バンクへの物件登録は困難です。

**Q：登録している空き家が売れた場合、既存の家財は自分で処分するのですか。**

A：購入される方との話し合いになります。なお、家財の処分に際して、処分のための補助金を利用できる場合がありますので、希望されるときは事前にご相談ください。

地域づくり推進課 0820-22-2111（内線 461）

